

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	原子炉建屋5階にある燃料プール冷却材浄化系プリコートタンク室において、換気空調用排気管のつなぎ目から水の滴下が発見され、ただちに現場を調査したところ、6階に設置した機器を洗浄する装置の排水ホースが、本来、使用済燃料プール壁面上部にあるスキマサージタンク流入口に導かれているべきところ、同壁面上部の当該排気管の吸込口にみちびかれていることが確認された。このことから、当該装置の排水が当該排気管に流入し、排気管のつなぎ目から滴下したものと判断された。今後、原因調査	A	10月26日公表済 (PDF138KB)

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器サンプリング入口導電率流量調節弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器出口弁（A）に開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全開時、開閉表示ランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
3	1号機	復水脱塩装置用硫酸ポンプ出口配管凍結防止ヒータの絶縁抵抗値に低下が認められたため、当該ヒータを点検・修理	対象外	
4	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ流量制御弁（A）の中央操作室開度計と現場開度計に相違が認められたため、対応検討	C	11月16日再審議にてグレード変更 D → C
5	3号機	タービン湿水分離器（No. 4）内部溶接部の浸透探傷検査において、線状指示模様が発見されたため、当該部を修理	D	
6	3号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器（A・C）逆洗4方弁点検において、弁本体・及び弁体シート部のライニングに剥離が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	ほう酸水注入系弁点検後の復旧操作において、現場と図面が相違し原子炉建屋2階の除染水（純水）元弁より漏水（約100L）が発生したため、対応検討	C	
8	4号機	タービン建屋補機冷却系ポンプ（C）軸受（反カップリング側）に潤滑油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	11月22日再審議にてグレード変更 D → C
9	4号機	所内ボイラ軽油供給電磁弁点検において、駆動部の電磁コイルに損傷が認められたため、当該電磁弁を交換	D	
10	4号機	所内ボイラ蒸気溜圧力計元弁のグランド部に蒸気リーク（微少）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	国に提出した書類「高経年化技術評価等報告書（一部変更）」において、記載内容（一部）に訂正不備が認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで